

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 フューチャー・メディカル・ラボラトリーという。登記上は、特定非営利活動法人 フューチャー・メディカル・ラボラトリーといい、略称はF. M. L. とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、医師等の医療従事者を対象に、医療・美容全般の研究、調査、啓発に関する事業を行い、医療・美容の新しい医療技術の発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1) 医療・美容全般の施術・薬剤の効果発現メカニズムの研究

(2) 医療・美容全般の施術・薬剤の効果評価および患者満足度調査

(3) 医療・美容全般の施術・薬剤の効能の啓発

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体

(入会)

第7条 正会員および賛助会員の入会について特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項の入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき、もしくは失踪宣告を受けたとき、または賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(入会金及び会費の不返還)

第12条 納入済の入会金、会費は返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長、専務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうち、それぞれの役員についてその配偶者もしくは三親等内の親族が1名を超えて含まれ、また当該役員とその配偶者もしくは三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることは許されない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になること

ができない。

5 監事は、理事またはこの法人の役員を兼ねてはいけない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事長、副理事長に事故があるとき、また理事長、副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のためまた増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間と同一とする。

3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前号の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会および理事会

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および予算の承認
- (4) 事業報告および決算の承認
- (5) 役員を選任または解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除き、第48条において同じ）その他あらたな義務の負担および権利の放棄
- (7) 事務局の組織および運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 社員総数の10分の1以上の者から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には会議の日時・場所・目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも10日前まで

に通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長はその総会に出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、総社員数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各社員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に出席し、表決することができる。

4 第2項の規定により表決した社員は、前条および前々条および第50条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

5 総会の議決について特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 社員総数および出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の5分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは議

長の決するところによる。

- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の表決権)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 4 第2項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議題については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者および出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつてはその旨を付記する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったこととみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産および会計

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業の会計

(事業年度)

第43条 この法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に係わらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録など決算に関する書類は、毎事業年度終了後すみやかに理事長が作成し監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、社員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、国に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。
2 事務局には事務局長および必要な職員をおく。

(職員の任免)

第55条 事務局長および職員の任免は理事長が行う。

(組織および運営)

第56条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成14年の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。ただし賛助会員の入会金及び会費は徴収しない。
 - (1) 入会金 5,000円
 - (2) 年会費 10,000円

別表 設立当初の役員

理事長	中溝 慶生			
副理事長	HASHIMOTO KEN			
専務理事	三山 熊裕			
理事	福光 健	石原秀一	小林一広	上符正志
	平良祐一	脇坂長興	高橋こずえ	波間 則
監事	大野久弥			

附則

この定款は、令和3年11月9日から施行する。